

令和2年5月1日

保護者各位

津山市こども保健部長  
林田保育園 園長 池田みはる

### 保育園(所)・認定こども園の登園自粛期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る登園の自粛にご協力いただいているところですが、全国的な感染拡大が未だ解消せず、本市においても感染者が確認され、未だ感染経路が不明であり、今後の感染拡大が懸念される深刻な状況が続いております。

このことを受け、登園の自粛期間を5月9日(土)から5月31日(日)まで延長し、引き続き、家庭保育の可能な場合は、登園の自粛にご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 登園の自粛をお願いする方

緊急事態宣言が発出されたことを受けて、保護者が在宅勤務や、学校の休業等で休暇を取得した場合、育児休暇等で、家庭保育が可能な場合等は、令和2年5月31日(日)まで、お子様の登園を自粛していただくよう要請いたします。

#### 2 園は開園しますが、次の場合は登園できません

- ・園児・ご家族が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、症状が出ていなくても感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間
- ・感染者や濃厚接触者との関係で、行政・勤務先等から自宅待機等を命じられているご家族がいる園児についてもその家族が自宅待機等の間
- ・発熱(37.5度以上)等、解熱後24時間が経過していない場合、風邪症状や体調不良が見られるとき  
発熱に関しては、発達段階や平熱などの園児の状況に応じた対応となります。

#### 3 登園自粛要請期間の保育料について

登園自粛要請期間(令和2年4月20日から5月31日まで)の保育料については、一旦納付していただいたあと、登園を自粛された日数により1日単位で日割り計算とし、還付します。

(担当課) 津山市こども保健部こども保育課

TEL 0868-32-7028